

《利用料金表》

(令和3年4月現在)

指定地域密着型通所介護サービスサービス利用料金

ご利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	地域密着型通所介護費			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,760円	676円	1,352円	2,028円
	要介護2	7,980円	798円	1,596円	2,395円
	要介護3	9,220円	922円	1,844円	2,766円
	要介護4	10,450円	1,045円	2,090円	3,135円
	要介護5	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
入浴介助加算 I	適切な人員と設備があり、利用者の入浴介助を行った場合	400円/回	40円/回	80円/回	120円/回
サービス提供体制強化加算 I	介護職員総数のうち介護福祉士が70%以上の配置により算定、又は勤続10年以上介護福祉士25%以上により算定。	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
介護職員処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善として、安定的人材の確保及び資質向上の取組、雇用管理や労働環境の改善の取組みを行っている場合	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) に5.9%乗じた額	左記額の1割から3割		

介護職員等特定 処遇改善加算 I	従来の処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うことを目的に、所定要件を満たした場合	1月の利用料金 (基本部分+ 従来の処遇改善 加算を除く各種 加算減算)に 1.2%乗じた額	左記額の1割から3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	1月の基本料金 (基本部分)に 5.0%乗じた額	左記額の1割から3割

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合（片道につき）	470円	47円	94円	141円

【その他の費用（介護保険給付対象外の費用）】

食費	食事の提供を受けた場合、食費として600円いただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、おむつ代として100円いただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。